

# 重要事項説明文

社会福祉法人 岡南保育会

さつき保育園

# 社会福祉法人 岡南保育会 さつき保育園

令和6年4月1日現在

## 1. 施設の概要

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 名 称     | さつき保育園                |
| 住 所     | 岡山市南区泉田402-3          |
| 電 話     | 086-241-6524          |
| 経 営 主 体 | 社会福祉法人岡南保育会 代表者 市原久仁彦 |
| 利 用 定 員 | 150人                  |
| 認可年月日   | 昭和56年4月1日             |

## 2. 事業の目的

さつき保育園（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

## 3. 運営の方針

- ・入園する乳児及び幼児（以下、「利用乳幼児」といいます。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、保育を行います。
- ・利用乳幼児の家庭や地域との様々な社会資源と連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

## 4. 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### （1）養護と教育の一体的な提供

保育士等は子ども一人ひとりを尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助していきます。

### （2）子育て家庭に対する支援

地域の様々な人や場、機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育園を目指し、地域の子育て力の向上に貢献していきます。

## 5. 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

| 開園日     | 開園時間                                   | 保育提供時間                 | 延長保育時間                                                    | 休園日                                                                                                                                |
|---------|----------------------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 月曜日～土曜日 | 7時00分～18時00分<br>※ 18時00分～19時00分は延長保育事業 | 保育標準時間<br>7時00分～18時00分 | 18時00分～19時00分                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日</li> <li>・祝祭日</li> <li>・年末年始<br/>(12月29日から1月3日まで)</li> <li>・その他、園長が必要と判断した日</li> </ul> |
|         |                                        | 保育短時間<br>8時30分～16時30分  | 7時00分～8時30分<br>又は<br>16時30分～18時00分<br>又は<br>18時00分～19時00分 |                                                                                                                                    |

- ※ 延長保育は月曜日～金曜日まで行っています。土曜日は行っておりません。
- ※ 延長保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途、保育料が必要となります。
- ※ 延長保育の利用料は1回、350円です。
- ※ その他、園長が必要と判断した日については、8ページ別紙1「気象警報発令時等における臨時休園の取扱いについて」を参照。

## 6. 職員体制

|       | 常勤  | 常勤者の有資格 | 非常勤 | 非常勤の有資格 | 備考 |
|-------|-----|---------|-----|---------|----|
| 園長    | 1人  |         |     |         |    |
| 主任保育士 | 1人  | 1人      |     |         |    |
| 保育士   | 18人 | 18人     |     |         |    |
| 事務職員  | 1人  |         |     |         |    |
| 調理員   | 3人  |         |     |         |    |

## 7. 当園と保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。

月に一回、園だよりを発行します。月の行事や各クラス共通連絡事項などをお知らせします。また月に一回、各クラスごとにクラスだよりを発行します。

## 8. 給食等について

### (1) 提供方針

給食については、全ての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。

### (2) 提供方法

自園調理による完全給食を実施しております。

### (3) 昼食・おやつ

保護者の方へは、前月末に翌月の給食だより（献立表記載）を配布します。

### (4) アレルギー等への対応

使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。ご相談の上、除去するなどの対応をいたします。

（例）卵・牛乳・そばなど

### (5) 衛生管理等

調理師及び調乳に関わる保育士は、毎月検便を行っています。

## 9. 保育料

### (1) 基本保育料

支給認定をした市町村が定める保育料を市町村にお支払いただきます。

### (2) 延長保育料

・標準時間認定 ⇒ 18:00～19:00

利用料は、1回 350 円です。

・短時間認定 ⇒ ①7:00～8:30 ②16:30～18:00 ③18:00～19:00

①②③共に利用料は、1回 350 円です。

※同日に①及び②を利用された場合、2回とし 700 円を徴収します。

同様に同日に①②③を利用された場合は、3回とし 1,050 円を徴収します。

### (3) 実費徴収

① 2号認定子どもの給食費      月額      7,000 円

内訳（主食費 2,000 円、副食費 5,000 円）※ 9 ページ別紙 2 参照

② 保護者会費                      月額      200 円

③ 絵本代                              月額      500 円程度（各年齢により異なる）

④ 行事用費用（遠足等のバス代）

## 10. 支払方法（延長保育料や実費徴収の料金）

集金袋をお渡ししますので、集金袋配布日から 5 日以内に現金払にてお願いします。

集金袋は、検診の先生、または事務所までお願いします。

## 1 1. 利用の開始及び終了について

当園は以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- ・小学校に就学したとき
- ・保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 1 2. 嘱託医

小児科嘱託医 川村医院

岡山市北区奥田 2 - 8 - 3

TEL 086 - 223 - 6322

歯科嘱託医 和気歯科医院

岡山市南区新保 1 3 1 8 - 1 0

TEL 086 - 243 - 9111

## 1 3. 緊急時の対応方法

お子様の容体の変化等あった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する機関で、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

## 1 4. 非常災害時の対策

|                       |                              |           |        |       |
|-----------------------|------------------------------|-----------|--------|-------|
| 消防計画作成<br>(変更)<br>届出書 | 岡山市南消防署 平成27年3月20日届出         |           |        |       |
|                       | 防火管理者                        | 氏名 市原 久仁彦 |        |       |
| 避難訓練                  | 火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。  |           |        |       |
| 防災設備                  | 自動火災探知設備・消火器・誘導灯・避難器具・非常通報装置 |           |        |       |
| 避難場所                  | 第1避難場所                       | さつき保育園園庭  | 第2避難場所 | 芳田小学校 |

## 1 5. 虐待防止のための措置

当園は、園児に対して、暴力行為・わいせつ行為・無視・保育の放棄その他心身に有害な影響を与える行為をしないほか、園児の人権擁護・虐待防止のため責任者を設置するとともに、職員に対する研修を行っています。また、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに岡山市こども総合相談所ほか関係機関に通告し、連携・協力して適切に対処します。

## 1 6. 要望・苦情等に関する相談窓口

保育園に関する不満や苦情は、下記の担当職員へお申し出下さい。

### (1) 受付担当者

氏名 石井 三由季（主任保育士）

### (2) 解決責任者

氏名 市原 久仁彦（園長）

### (3) 第三者委員

氏名 同前 隆志 連絡先 

氏名 保田 倫宏 連絡先 

### (4) 受付方法

面接・文書・電話などの方法で受け付けます。

## 気象警報発令時等における臨時休園の取扱いについて

## 1 園が所在するエリアに気象警報等が発令された場合の取扱いについて

|                      |        | 開園予定時刻の1時間前<br>から<br>開園までの間の発令                      | 開園中の発令                          |
|----------------------|--------|-----------------------------------------------------|---------------------------------|
| 気象警報<br>注意報<br>(気象庁) | 注意報    | 開園します                                               | 通常どおり保育を継続します                   |
|                      | 警報     | 保育が必要な子どもについては通常どおり保育を実施しますが、可能な範囲で家庭保育へのご協力をお願いします | 保育を継続しますが、できるだけ早くお迎えをお願いします     |
|                      | 特別警報   | 休園(終日)します                                           | 保育を中止しますので、園または避難場所等へお迎えをお願いします |
| 避難情報<br>(岡山市)        | 高齢者等避難 | 休園(終日)します                                           | 保育を中止しますので、園または避難場所等へお迎えをお願いします |
|                      | 避難指示   |                                                     |                                 |

## 2 地震が発生した場合の取扱いについて

- ・震度5弱以上の地震が閉園後から開園までの間に発生した場合は、園の施設等の安全確認のため、休園(終日)します。
- ・開園中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、できるだけ早くお迎えをお願いします。(お迎えまでは、園または避難場所等で待機します)

## 保育料無償化に伴う給食費の個人負担について

2019 年 10 月より実施の、3 歳児クラス～5 歳児クラスに在園のお子様の保育料無償化に伴い、給食費が個人負担になります。給食費は毎月所定の封筒でお支払ください。

| 変更前                                    | 変更後                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 毎月、主食費として 1,600 円<br>※副食費は保育料に含まれています。 | 毎月、給食費として月額 7,000 円をお支払いただきます。<br>※内訳（主食費として月額 2,000 円＋副食費として月額 5,000 円）<br><br>※消費税増税、物価高騰により月額を変更する場合があります。<br>その際は事前にお知らせします。<br>※年度末に差額調整は行いません。 |

※年収 360 万円未満相当の世帯及び、第 3 子以降の子どもについては副食費負担はありません。

※副食費負担のない世帯には、岡山市より通知があります。

| 変更前                                    | 変更後                                                                                                                                         |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 毎月、主食費として 1,600 円<br>※副食費は保育料に含まれています。 | 毎月、給食費として月額 2,000 円をお支払いただきます。<br>※内訳（主食費として月額 2,000 円＋副食費負担なし）<br><br>※消費税増税、物価高騰により月額を変更する場合があります。<br>その際は事前にお知らせします。<br>※年度末に差額調整は行いません。 |